

○芦屋市まちづくり支援要綱

平成18年4月1日

改正 平成23年6月1日

平成25年1月1日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 削除

第3章 支援制度

第1節 まちづくりアドバイザー派遣制度（第9条—第15条）

第2節 まちづくりコンサルタント派遣制度（第16条—第24条）

第3節 まちづくり活動助成制度（第25条—第35条）

第4章 雑則（第36条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本市の緑ゆたかな六甲山や芦屋川などの自然に恵まれた環境を維持、保全及び育成し、「国際文化住宅都市」にふさわしいゆとりのある優良な住宅都市とするため、まちづくり案等を立案する住民団体の活動を助成することにより、住民の自主的なまちづくりを促進することを目的とする。

（平25. 1. 1・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンサルタント 都市計画、建築協定等まちづくりに関し相当の専門知識及び実務経験を有する者として市長が別に定めるものをいう。
- (2) 地区計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。
- (3) 景観地区等 景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項に規定する

景観地区，芦屋市都市景観条例（平成21年芦屋市条例第25号）第27条の規定による景観形成地区，同条例第28条の規定による景観軸及び同条例第29条の規定による景観点をいう。

(4) 地区計画等 地区計画，建築協定，まちづくり協定及び景観地区等をいう。

（平23.6.1・平25.1.1・一部改正）

第2章 削除

（平25.1.1）

第3条から第8条まで 削除

（平25.1.1）

第3章 支援制度

第1節 まちづくりアドバイザー派遣制度

（まちづくりアドバイザー派遣）

第9条 市長は，まちづくり活動団体の設立を目的とする住民組織に対し，まちづくり活動団体の設立を円滑に推進するため，地区計画等に関する勉強会等にコンサルタントを派遣（以下「アドバイザー派遣」という。）することができる。

（派遣の要件）

第10条 アドバイザー派遣を受けることができる住民組織は，次に掲げる要件に該当する組織とする。

- (1) まちづくり活動団体を設立しようとする5人以上の市民等で構成するもの
- (2) まちづくり活動を継続的に行う意思があると市長が認めるもの

（平25.1.1・一部改正）

（派遣の内容）

第11条 アドバイザー派遣するコンサルタントは，市長が選考し，決定する。選考に際しては，必要に応じて別に設置するコンサルタント選考会に諮るものとする。

2 アドバイザー派遣は原則として1組織につき延べ10人を限度として派遣するものとする。

3 アドバイザー派遣に対する費用は1日につき5万円を限度とし，派遣アドバイザーに謝金として第15条に規定する報告があった後に支払う。

（派遣の期間）

第12条 アドバイザー派遣の期間は、最初に派遣を決定した日から起算して2年を限度とする。

(派遣の申請)

第13条 アドバイザー派遣を受けようとする住民組織は、まちづくりアドバイザー派遣申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に派遣の申請をしなければならない。

- (1) 組織の構成員名簿
- (2) 組織の活動する区域を示す図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(派遣の決定)

第14条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨をまちづくりアドバイザー派遣通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により派遣を決定したときは、まちづくりアドバイザー派遣依頼書により派遣を予定するアドバイザーに依頼するものとする。

(業務実施の報告)

第15条 アドバイザー派遣を受けた住民組織は、アドバイザーの業務実施を受けた後、その結果をまちづくりアドバイザー派遣結果報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 派遣されたアドバイザーは、アドバイザーの業務実施の後、その結果をまちづくりアドバイザー用務結果報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

第2節 まちづくりコンサルタント派遣制度

(まちづくりコンサルタント派遣)

第16条 市長は、まちづくり活動団体に対し、まちづくりへの合意形成を図りつつ、構想の検討、手法及び制度の調査研究等をするためコンサルタントを派遣(以下「コンサルタント派遣」という。)することができる。

(派遣の内容)

第17条 市長は、まちづくり活動団体に対しコンサルタント派遣を行い、次に掲げる業務を提供するものとする。

- (1) まちづくりに関する基本構想及び基本計画を作成すること。

- (2) まちづくり活動団体へ指導及び助言をすること。
- (3) 現地調査及び都市計画決定における必要図書の作成
- (4) 広報誌及び広報板等の案の作成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 コンサルタント派遣の助成を行う期間は、派遣を開始した日の属する年度からその翌々年度までを限度とする。

(派遣契約)

第18条 コンサルタント派遣に要する費用は、市長が負担し、予算の範囲内で250万円を限度にコンサルタントと委託契約を締結する。

(選考)

第19条 派遣するコンサルタントは、市長が選考し、決定する。選考に際しては、必要に応じて別に設置するコンサルタント選考会に諮るものとする。

(派遣の申請)

第20条 コンサルタント派遣を受けようとするまちづくり活動団体は、まちづくりコンサルタント派遣申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に派遣の申請をしなければならない。

- (1) 依頼内容の概要
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(派遣の決定)

第21条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨をまちづくりコンサルタント派遣通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により派遣を決定したときは、まちづくりコンサルタント派遣依頼書により派遣を予定するコンサルタントに依頼するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣を決定した場合において、派遣の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(委託内容の変更)

第22条 前条第1項の規定により派遣されたコンサルタント（以下「派遣コンサルタント」という。）は、委託契約の内容に変更の必要が生じたときは、あらかじめ

市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議により内容の変更（中止及び承継を含む。）がやむを得ないと認められるときは、委託契約の変更を行うものとする。

3 前条第3項の規定は、委託契約の変更について準用する。

（業務報告書）

第23条 派遣コンサルタントは、そのコンサルタント派遣に係る当該年度の業務を完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、業務報告書に必要な図書を添付して市長に提出しなければならない。

（委託費の支払）

第24条 市長は、前条の業務報告書の提出があったときは、内容を審査し、適切と認められたときは、派遣コンサルタントの提出する委託費請求書により派遣費用を支払う。

第3節 まちづくり活動助成制度

（まちづくり活動助成）

第25条 市長は、まちづくり活動団体に対し、調査研究、計画策定等のまちづくり活動（以下「助成対象活動」という。）に必要な経費の一部の助成を行うことができる。

（助成の対象）

第26条 市長は、助成対象活動に要する次に掲げる費用に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

- (1) 会議、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師謝礼等
- (2) 通信費（使途が明確なものに限る。）
- (3) 広報及び公聴に係る印刷費等（パンフレット、広報板等を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定による助成金の額は、前項各号に掲げる経費の合計額の範囲内で、かつ、1地区に対し100万円（次項ただし書の規定により助成金を交付するときは、50万円）を限度とし、助成金の額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

3 第1項に規定する助成金の交付は、最初に助成を決定した日の属する年度からそ

の翌々年度までを限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、2年を限度に延長することができる。

(助成の申請)

第27条 まちづくり活動助成を受けようとするまちづくり活動団体は、まちづくり活動助成申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に助成の申請をしなければならない。

- (1) まちづくり活動概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(助成の決定)

第28条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して助成の可否を決定し、その旨をまちづくり活動助成通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を決定する場合において、助成の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の交付)

第29条 前条の規定により助成の決定を受けたまちづくり活動団体（以下「助成団体」という。）は、助成金交付請求書により助成金の交付を請求することができる。

2 市長は、助成金を交付したときは、助成金交付通知書により当該助成団体に通知するものとする。

(活動内容の変更)

第30条 助成団体は、助成対象活動の内容を変更しようとするときは、速やかに活動内容変更承認申請書により市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請があったときは、これを審査し、その結果を活動内容変更承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 第28条第2項の規定は、活動内容の変更の承認について準用する。

(実施状況の報告)

第31条 市長は、必要があると認めるときは、助成団体に対してその助成対象活動の実施状況の報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

(完了実績報告書)

第32条 助成団体は、その助成対象活動に係る当該年度の活動を完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、完了実績報告書により、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 出納に関する帳簿及び証拠書類の写し
- (3) 計画書等の成果物
- (4) 広報紙等の印刷物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(助成金の確定等)

第33条 市長は、前条の規定により完了実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象活動の内容が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、その結果を助成団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、完了実績が交付した助成金の額に満たないと認める場合には、助成金の精算を行うものとする。

(助成等の取消し等)

第34条 市長は、条例第19条の3第1項の規定によりまちづくり活動団体の認定を取り消したとき、又は第21条第1項の規定によりコンサルタント派遣を受けるまちづくり活動団体若しくは助成団体が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当すると認められるときは、第21条第1項の派遣の決定又は第28条第1項の助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に基づいて提出された申請書又は報告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。
- (2) コンサルタント派遣又は助成対象活動の目的を達成することができないと認められたとき。
- (3) 助成団体が、次条第2項に規定する警告に対し、何らの改善を行わなかったとき。
- (4) まちづくり活動団体又は助成団体が、法令に違反する行為を行ったとき。

(5) 助成金を助成対象活動以外の目的に使用したとき。

(6) 第21条第3項(第22条第3項において準用する場合を含む。)又は第28条第2項(第30条第3項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件を遵守しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときはまちづくりコンサルタント派遣取消通知書により、助成の決定の全部又は一部を取り消したときはまちづくり活動助成取消通知書により、助成団体に通知するものとする。

3 市長は、既に交付した助成金の額が助成金交付決定額から助成金交付取消額を差し引いた額を上回っているときは、当該助成団体に対し、その上回っている額の助成金の返還を命ずるものとする。

(平25.1.1・一部改正)

(指導監督)

第35条 市長は、この要綱に規定する活動の適正化を図るため必要があると認めるときは、助成団体に対し、当該職員に実地で書類等の検査をさせ、又は関係者への質問をさせることができる。

2 市長は、助成団体の運営が適正でないと認めたときは、助成団体に警告することができる。

3 前項の警告を受けた助成団体は、その運営を改善し、その結果を市長に書面で報告しなければならない。

第4章 雑則

(支援の制限)

第36条 この要綱と同趣旨の他の制度により市長の支援を受ける住民組織は、この要綱による支援を受けることができない。

2 この要綱による支援を受ける場合において、国又は県からこの要綱と同趣旨による支援を受けるときは、第11条、第18条又は第26条の支援の限度額は、当該限度額から国又は県からの支援の額を差し引いた額とする。

(様式)

第37条 この要綱に規定する様式は、別に定める。

(補則)

第38条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。